

資産等報告書に関する 審査報告書

(令和元年6月14日付け審査依頼)

令和元年9月10日

国分寺市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている市長，副市長2名，教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）23名並びに同条第3項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている当該職を退いた市議会議員（以下「元議員」という。）1名は，資産等報告書を市長等にあつては市長に，議員及び元議員にあつては議長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は，市長等，議員及び元議員の資産等報告書を6月14日に市長より受け取り，審査を求められた。

2 審査の経過

令和元年7月29日及び8月27日に審査会を開催した。審査の概要は，次のとおりである。

第1回 7月29日（月） 資産等報告書の審査

第2回 8月27日（火） 照会事項の確認並びに審査報告書の検討及び作成

3 照会事項及び回答状況

第1回審査会において，資産等報告書の審査をした結果，議員5名の資産等報告書の記載に確認が必要な点があったため，照会を求めた。照会事項及び回答状況は，別紙のとおりである。

4 審査の内容及び結果

審査会は，公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため，市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ，条例等（条例，国分寺市政治倫理条例施行規則（平成14年規則

第4号)、国分寺市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則(平成14年教委規則第5号)及び国分寺市議会議員の政治倫理に関する規程(平成14年議会訓令第2号)をいう。)及び審査会で諮った審査方法により公正を旨として、市長等、議員及び元議員の資産等報告書の審査を行った。

審査の経過において、確認が必要な点については、文書による照会を行い、それに対する回答についても審査を行った。

審査の結果は、以下のとおりである。

(1) 資産等報告書中(1)「資産等」に関する部分

ア「土地」について、土地の持分に関する摘要欄の記載に確認が必要な点があった者に対して、記載内容の確認を求め、後日訂正が行われた。

イ「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、ウ「建物」、エ「預金・貯金」オ「有価証券」、カ「動産」、キ「ゴルフ場の利用に関する権利」、ク「貸付金」及びケ「借入金」について、不明確な記載は認められなかった。

(2) 資産等報告書中(2)「収入、贈与等」に関する部分

ア「給与、事業収入、賃貸料、報酬、謝礼金、不動産譲渡収入その他これらに類する収入」及びイ「贈与及びもてなし」について、不明確な記載は認められなかった。

(3) 資産等報告書中(3)「税等の納付状況」に関する部分

「税等の納付状況」について、不明確な記載は認められなかった。

5 審査会の指摘・要望事項

資産等報告書の審査に当たり、平成14年度の審査会設置から17年間にわたり審査を行いやすくするために工夫すべき点、条例の趣旨をより生かすために改善すべき点等を、審査会の指摘・要望事項とし提言を行ってきた。

平成30年度は、条例の趣旨をよりよく生かし、審査が適正に行われるよう、記載内容等について3項目の提言を行った。

今回も引き続き、更に改善すべき点等について以下の提言を行う。市長等及び議員におかれては、条例の目的を尊重し、以下の指摘・要望事項について十分検討していただきたい。

- (1) 審査会の平成14年度から平成16年度までの3年続けての提言を受け、平成17年度から定期預金・貯金に加え、1口座につき1,000,000円を超える定期預金・貯金以外の預金・貯金を報告事項に含める改正を行ったことは評価するものであるが、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するという条例の目的に鑑みれば、報告の対象を1口座ごとの金額により限定する意義は乏しい。資産の状況の把握がより厳格になされるために、預金・貯金については、所有する全ての預金・貯金の総額を開示し、かつ、その証明書類を添付することを改めて求める。
- (2) 有価証券については、現状では有価証券の取得時点における価格等の情報を資産等報告書に記載することとされているが、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨及び市民にとって分かりやすい記載という観点からみれば、他の資産等と同様に毎年1月1日現在における有価証券の評価額について記載する方が望ましい。有価証券に係る資産の状況を的確に把握できるよう、資産等報告書に記載する事項について検討を求める。
- (3) 社会情勢の変化等により金融商品が多様化している現在において資産の状況を的確に把握できるよう、資産等報告書に記載する事項の拡充を求める。
- (4) 例年、前年度と比較して資産等報告書の内容に大きな変動があった場合

において、資産等報告書及び添付資料の内容からその経緯に確認が必要な点があるときは、審査会からの照会により、対象となる者に事実の説明を求めてきたところである。市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨に鑑みれば、また、審査会における資産等報告書の審査を円滑に行うという観点からも、前年度と比較して資産等報告書の内容に大きな変動があった場合は、審査会からの照会を待たずその経緯が明らかとなることが望ましい。

- (5) 資産等報告書の提出期限後に、誤記等を理由に訂正届が提出されている。審査会での審査において、正確な資料の提出が必要であることは言うまでもなく、また、条例第5条第7項の規定により資産等報告書が提出期限の日から15日以内に市民の閲覧に供される点も鑑みれば、資産等報告書の作成に当たっては細心の注意を払い、正確に記載することを求める。
- (6) 資産等報告書の閲覧に関しては、条例第5条第7項の規定に基づき、市の掲示板への告示により周知しているが、閲覧者は少ないのが現状である。市報に閲覧が可能である旨が掲載されているが、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するという条例の目的を踏まえ、今後更に、資産等報告書の閲覧について市民に対して広く公表することも提言としたい。

6 添付書類

照会事項及び回答状況

7 審査会委員

職 名	氏 名	職 業
会 長	酒 井 雅 弘	弁 護 士
副会長	長 野 啓 江	税 理 士
委 員	國 松 偉 公 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士
委 員	清 水 裕 二	弁 護 士
委 員	福 川 裕 徳	大 学 教 授